



みくには
ハートに愛

みく に 便 り

今月は目前に迫った健康保険証のご案内となります。

ご確認頂き12月2日以降医療機関等で使用される場合にはご留意下さい。マイナンバーカードの登録状況はマイナポータルで確認しておくと安心です。また別紙2枚でぐんま貢上げ促進支援金についてもご案内しております。ご確認ください。

2025年11月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



**2025年12月2日以降、
従来の健康保険証は使えなくなります。**

現在お持ちの健康保険証は令和7年12月2日以降、使用できなくなります。今後は健康保険証として登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を利用して医療機関を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない加入者が医療機関等を受診する際には、黄色の資格確認書が必要です。そのため、協会けんぽから対象者の資格確認書が従業員の自宅へ送付されます。

発送時期はみくに便り8月号で10月24日頃とご案内しましたが、変更となり、群馬支部は10月31日頃送付予定となりました。

◆送付対象者

現在、水色の健康保険証をお持ちの方であって、令和7年4月30日時点マイナ保険証をお持ちでない方です。

使用できなくなった健康保険証は、ご自身で破棄していただくか、協会けんぽへ返却をお願いいたします。ご自身で破棄される場合は、はさみ等で裁断のうえ、個人情報that判読できないように処理をお願いいたします。

◆資格確認書

従来の健康保険証と同じく、資格確認書を利用することで、これまで通り医療機関・薬局を受診等することができます。

**マイナ保険証の利用方法
スマホでもマイナ保険証が使えるようになります。**

マイナンバーカードを取得し、マイナポータルまたは医療機関の顔認証付きカードリーダーで健康保険証利用の登録を行います。

登録完了後は、医療機関や薬局でマイナンバーカードをかざすだけで受付可能となります。

スマホで利用する場合はマイナンバーカードの健康保険証利用登録とスマホ搭載の手続きが必要となります。スマホで利用するマイナ保険証は機器の準備が整った医療機関でご利用いただけます。またマイナポータルの最新アプリが必要です。

**マイナンバーカードの電子証明書の
有効期限切れにご注意ください。**

マイナンバーカードに搭載されている「電子証明書」（オンラインでの本人確認などに使用するもの）には有効期限があります。有効期限は、年齢に関わらず「カード発行日から5回目の誕生日まで」です。電子証明書の有効期限が切れた後でも、その月の末日から3か月間はマイナ保険証として引き続きご利用いただけますが、それ以降はご利用できなくなります。引き続きマイナ保険証をご利用になるためには、更新手続きが必要です。更新手続きは有効期限の3か月前からお住まいの市区町村窓口で行うことができます。また、有効期限の2～3か月前を目安に、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）から「有効期限通知書」が同封された封筒がご自宅に届きますので、届きましたら早めの更新をお願いします。

なお、更新手続きが済んでいない場合、有効期限の月の末日から3か月後には、資格確認書を事業主経由でお送りしています。

お手元に届いた場合は、手続き状況をご確認ください。

マイナンバーカードの健康保険証利用についてよくある質問 | 厚生労働省

【https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40406.html#Q1】

医療を受けるならマイナ保険証 | 全国健康保険協会

【<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/LP/mynahoken sho/>】